

豊橋市行政改革推進本部専門委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の行財政改革プランの進捗管理にあたり、外部の視点からの評価の仕組みを構築することを目的として設置する、豊橋市行政改革推進本部専門委員会（以下「専門委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、次の事項について検討し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 豊橋市行財政改革プランに関する評価・検証の仕組みに関すること。
- (2) その他行財政改革に関すること。

(組織)

第3条 専門委員会は、委員4人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市政に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員長)

第4条 専門委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 専門委員会の会議は、必要に応じて市長が招集し、委員長が主宰する。

- 2 専門委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、総務部行政課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成24年3月31日をもって廃止する。

豊橋市行政改革推進本部専門委員会委員名簿

	氏名	選任分野	備考
委員長	石原俊彦	学識経験者	関西学院大学大学院教授
委員	伊藤眞芳	公認会計士	税理士法人トリプルエー代表社員 公認会計士・税理士
委員	諏訪一夫	自治体経験者	名古屋市人事委員会委員長 元名古屋市総務局長
委員	世羅徹	公認会計士	有限責任監査法人 トーマツ 公認会計士・パートナー